

認容し、^(一) 之の下のあり、而して六条には産業別主義の
眼目たる金の産業別聯合会又は協議会の事が規定
してある。之に対し、^(二) 総同盟は規約第四条に於て、産業
別組合、職業別組合、地方的組合、三者を認めて居る。

(四) 地域の聯合体の成立要件

総同盟規約第五条にある地方的聯合会に比すべきもの
は評議会則第五条にある地方評議会であるが、前者が
その成立に組合員の一定数と中央委員会の承認とを
要件とし、且組織するを得とせしむるに對し、後者は組合員
一定数に達すれば當然組織すべきものと見て居る。
総同盟規約第六条にある地方聯合会、上級聯合会た
る同盟会に該當するものは評議会にはない。

(ハ) 機關の種類

評議会は大会、中央委員会、中央常任委員会の三種

(一) 八条

(ニ) 大会について

(a) 成立要件

評議会出席代表員数が代表員総数の三分の二未満
の場合には開催するを得ない(九条)

総同盟此種の要件がない(十五条)

(イ) 再採決

評議会に於ては^(大会)議決に對して出席代表員の五分の
二以上の異議があれば再採決をす(十四条)が総同

盟では五分の一の再採決をす(十五条)

(ロ) 大會召集者

評議會は中央委員会(十条)

総同盟は會長(十二条)

(ハ) 中央委員、中央常任委員の議決権

評議会の中央委員、中央常任委員は大会に於ける発
言権は有するが、議決権を持たない(十一条)

総同盟では此の如き事はない(十一条)

(ニ) 大會の議長